

# 林業ゼミナール実施要領

## 第1 目的

地域の森林・林業・木材産業の中核的担い手である青年を対象に林業士育成課程として、これに必要な資質向上のための研修及び生産学習活動の助長を行い、森林・林業・木材産業の振興と経営の近代化を推進するために必要な地域の指導的人材の育成・確保を図る。

## 第2 実施方法

高度な技術的能力、経営管理能力、組織化能力を育成するため、集合研修を行うほか、研修生の自主的な生産学習活動を助長する。

### 1 集合研修

- (1) 本庁が主体となり、林業経営、造林、特用林産等及び集団活動部門を取り上げて研修を行う他、研修生が行う生産学習活動について円滑な推進が図れるよう必要な指導助言を行う。
- (2) 研修は、年3回延べ9日間行う。

### 2 生産学習活動

- (1) 研修生が自主的に、自己の経営上の問題点や技術革新に関する中から課題を選択し、実行する。
- (2) 地域機関は、研修生が行う生産学習活動に対し、計画の具体化とその活動の促進を図り、学習の進展に応じ随時適切な指導助言を行う。
- (3) 研修生は活動内容を記録し、その成果を生産学習成果報告書（以下「レポート」という。）に取りまとめ、林業士認定申請書とともに知事に提出する。

### 第3 研修の内容

#### 1 集合研修

森林研究所を主な会場とする。

#### 2 生産学習活動

研修生は、林業経営、造林、特用林産部門等の中から課題を選択する。

### 第4 募集人員

8人程度

### 第5 受講資格

地域の森林・林業・木材産業の中核的な担い手で、森林・林業・木材産業振興の諸活動に積極的に参加できる者で、次の経歴を有する者。

#### 1 就業歴

おおむね5年以上意欲的に森林・林業・木材産業の経営に従事している者。(林業事業者等に従事している者を含む。)

#### 2 研修歴

県が行う林業教室(専門コース)、または、グリーンエキスパート研修を修了している者。あるいは、これと同等の教育研修課程を修了したと認められる者。

#### 3 年齢

おおむね25歳以上40歳未満の者。

### 第6 講師

#### 1 学識経験者

#### 2 篤林家

#### 3 県森林研究所研究員

#### 4 県林業普及指導員

## 第7 受講手続

- 1 受講を希望する者は、次の書類を地域機関に提出する。
  - (1) 林業ゼミナール受講申込書（別記第1号様式）
  - (2) 経歴書（別記第2号様式）
  - (3) 生産学習課題と選定の理由（別記第3号様式）
- 2 地域機関の長は、受講申請書の提出があった者について、別記第4号様式により意見を付して書類を知事に提出する。
- 3 知事は、提出された関係書類を審査のうえ受講者を決定し、地域機関を經由して本人に通知する。

## 第8 経費

研修に必要な経費は、研修生あるいは事業体の負担とする。

## 第9 学習活動成果の報告

研修生は、レポートをA4判10枚以内（パソコンを使用する場合は、32字×25行で5枚以内とする。この他、写真、図表等の添付資料は8枚以内とする。）にまとめ、別に県が定める期日までに地域機関を經由して知事に提出する。

## 第10 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附則

昭和54年4月20日制定

平成15年4月14日改正

平成17年4月18日改正

平成20年4月14日改正

平成24年5月9日改正